(二)　診療所介護予防短期入所療養介護費(II)
a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　451単位
ii　要支援２　563単位
b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　514単位
ii　要支援２　649単位
(2)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）
(一)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)
a　要支援１　589単位
b　要支援２　742単位
(二)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)
a　要支援１　616単位
b　要支援２　769単位
(三)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)
a　要支援１　607単位
b　要支援２　760単位
(四)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)
a　要支援１　589単位
b　要支援２　742単位
(五)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)
a　要支援１　616単位
b　要支援２　769単位
(六)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)
a　要支援１　607単位
b　要支援２　760単位
注１～３　（略）
４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、１日につき25単位を所定単位数から減算する。
５　（略）
６　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１月につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注５を算定している場合は、算定しない。
７～10　（略）
(3)　療養食加算　８単位
注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算する。
イ～ハ　（略）

(二)　診療所介護予防短期入所療養介護費(II)
a　診療所介護予防短期入所療養介護費(i)
i　要支援１　451単位
ii　要支援２　563単位
b　診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)
i　要支援１　514単位
ii　要支援２　649単位
(2)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）
(一)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)
a　要支援１　589単位
b　要支援２　742単位
(二)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)
a　要支援１　616単位
b　要支援２　769単位
(三)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)
a　要支援１　607単位
b　要支援２　760単位
(四)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)
a　要支援１　589単位
b　要支援２　742単位
(五)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)
a　要支援１　616単位
b　要支援２　769単位
(六)　ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)
a　要支援１　607単位
b　要支援２　760単位
注１～３　（略）
（新設）

４　（略）
５　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１月につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注４を算定している場合は、算定しない。
６～９　（略）
(3)　療養食加算　23単位
注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき所定単位数を加算する。
イ～ハ　（略）